

## 資料 1－1

### 徳島県生活環境保全条例の一部改正案の概要について

#### 1 改正の背景

大気汚染防止法では、事業所のボイラー等から発生するばい煙を規制しており、大気汚染防止法施行令（以下「政令」という。）に定める規模要件を満たす施設を設置しようとする場合は、届出を要する。

再生可能エネルギーの導入を促進するにあたり、産業界から、国に対し、バイオマス燃料のボイラーは、同出力の石油ボイラーに比べバイオマスが低発熱量燃料であることから伝熱面積が大きくなり規制対象となりやすいとして、ボイラーにおける規模要件から「伝熱面積」を削除するよう要望がなされた。これを受け、国は、政令の規模要件から、「伝熱面積」を削除し、「燃料の燃焼能力」のみで規制することになった。

徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）では、本県の良好な大気環境を維持するため、法規模未満のボイラーについて、「伝熱面積」で規制しているが、政令改正に伴い、「燃料の燃焼能力」による規制に改正する必要がある。

#### 2 大気汚染防止法施行令及び条例改正案の内容

大気汚染防止法施行令（改正前）	条例（現行）
ボイラーの規模要件	ボイラーの規模要件
伝熱面積が10平方メートル以上、 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算1時間当たり50リットル以上	伝熱面積が5平方メートル以上 10平方メートル未満
	
燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり 50リットル以上 (R3. 9. 29公布, R4. 10. 1施行)	燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり 25リットル以上50リットル未満 (改正案)

#### 3 経過措置

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であって伝熱面積が5平方メートル未満の既存設置ボイラーについては、条例改正により新たに規制対象となるため、設置者に負担が生じないよう、ばい煙の規制基準及び測定義務の規定について、当分の間適用しない。

#### 4 今後の予定

- 令和4年 1月28日 環境審議会生活環境部会にて審議
- 2月 議会提出
- 4月 1日 公布
- 10月 1日 施行（大気汚染防止法施行令と同日施行）